平成19年度 夏の交通安全県民運動

スローガン：油断せず いつも心に 初心者マーク　期間 7月10日㈫～7月19日㈭

重点項目① 飲酒運転の根絶

●少しの量でも、アルコールを口にしてからの運転は絶対にやめましょう。

●お酒を飲んだ後、「これくらいなら大丈夫」「もう酔いはさめただろう」との考えは絶対にやめ、車を運転しないという強い意志を持ちましょう。

ハンドルキーパー運動　ー飲酒運転追放ー

ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

重点項目② 高齢者の交通事故防止

●歩いている高齢者を見かけたら、減速・徐行するなど「思いやり」を持った運転を心がけましょう。

●高齢運転者は、自分の身体能力や体調に合った、ゆとりのある運転をしましょう。

●70歳以上の運転者は、「高齢者マーク」をつけて運転するように努めましょう。

特別広報　夕暮れにおける早め点灯、雨天・曇天時の点灯

水の事故にご注意!! 夏期における水難事故の防止 ～夏を安全に楽しむために～

梅雨が明けると、いよいよ夏本番。特に子どもたちにとっては、楽しい夏休みが待っています。
夏は、海水浴や川・プールなどでの水遊びなど自然と親しめる季節ですが、ちょっとした油断から事故に遭遇し、悲惨な結果を招くことになりますので、以下の点に注意しましょう。

水　遊　び

子どもの水難事故で最も多いのが、海や川での水遊びによるものです。

子どもたちは、遊びに熱中するほど周囲の状況が目に入らなくなります。

したがって、ひとり遊びをさせないことが最も大切です。

●保護者がしっかり監視する

●波の高い岩場や、川の流れが急な所には近寄らせない

魚　釣　り

大人の水の事故で意外と多いのが「魚釣り中」の事故です。

「自分だけは大丈夫」と過信したり、天候が悪くなっても「せっかく来たのだから」と無理をしないことが大切です。

●磯釣りは高波と足場に注意し、必ず救命胴衣を付ける

●ボートや小舟は、ルールを守り、安全備品の積み込みなどを確認する

●天候の変化に十分注意し、決して無理をしない

家　の　周　囲

家の周囲にも危険なところがたくさんあります。子どもたちは危険な場所ほど興味をひかれるものですが、危険かどうかの判断ができません。実際に現場を見せて具体的な指導をしておくのも事故を防止するひとつの方法です。

●防波堤や船溜り

●柵や囲いのない池や堀・防火水槽など

●ふたの無い井戸や下水道・用水路など

もし、子どもたちだけで事故にあったら

事故が起きたとき、子どもたちだけで助けようとして、よく二重事故を起こします。
大人の助けを呼ぶなど、どうしたらいいのかということを日頃から教えておくことが大切です。

大 人 の 水 難 事 故

子どもだけでなく大人も注意が必要です。大人の水難事故で多くみられるのが、飲酒しての転落事故です。お酒を飲んでちょっとトイレに…と船溜りなどへ行き、酔いの影響でバランスを崩して海中に転落するといった事故も発生していますので十分注意しましょう。

NPO法人「長崎被害者支援センター」にご相談ください!

特定非営利活動法人（ＮＰＯ）「長崎被害者支援センター」は、犯罪や事故の被害者、およびそのご家族やご遺族の方々の支援をするために設立された民間のボランティア団体で、警察や関係機関と連携し、それらの方々の支援活動を行っています。

支援センターの取り組み

●研修を受けた電話相談員による電話相談

●臨床心理士、精神科医、弁護士等による面接相談

●裁判傍聴等の付き添い

電話相談受付

特定非営利活動法人（ＮＰＯ）「長崎被害者支援センター」

●毎週火曜日～金曜日（週５日間）

●午前10時～午後４時まで

●相談電話番号

☎095-820-4977

企業対象暴力対策を推進しましょう

暴力団や総会屋等の反社会的勢力は、企業を狙っています。

暴力団等の不当要求は小さな危機であり、対応を誤らなければ企業の被害は少しで済みます。しかし、体面や信用を重んじて、暴力団等にお金を渡してその場しのぎの解決を図れば、企業自体が加害者となる反社会的行為として非難され、企業の存続を左右する大きな危機となるのです。

近年、暴力団等はその実態を隠し、政治・人権・環境団体を仮装して企業に接近し、機関紙（誌）の購読要求から企業のミスやスキャンダルに付け込んだ金銭要求などあらゆることに因縁を付けて企業を食いものにしようとします。

暴力団等は、ローリスク・ハイリターンの理論で対応力の弱い企業を集中的に攻撃し、最近では、指導監督権を有する行政機関に揺さぶりをかけて、企業攻撃に利用する「行政対象暴力」も増加傾向にあります。

企業対象暴力対策の基本

①企業トップによる要求拒否方針の決定と全社員への指示徹底

反社会的行為は、企業の命取りになることを全社員が自覚する。

②組織的な対応

トラブルを当事者任せにすることなく、不当要求に対応するセクションによる組織的な対応を行う。

③早めの相談と法律的解決

初期段階の対応の不備は解決を遅らせたり、困難にします。
不当要求を受けた時点で早めに警察、暴追県民会議、弁護士等へ相談して、解決方針や対応要領の教示を受ける。

誰もが「暴力団のいない安全な社会を築きたい」と願っていますが、暴力団等は警察の取り締まりや市民の運動にもめげず、その勢力を温存し続けています。

その大きな原因は、暴力団等がその資金源の根を社会に深く張り巡らせていることであり、未だに暴力団や総会屋などの反社会的勢力を利用し、資金を提供する企業等が存在するからなのです。企業の責任ある対応で資金源の根を断ち、暴力団等を枯らすことで、安全な社会を築きましょう。

お問い合わせ　南島原警察署 TEL0957-86-2110 または 総務課 防災交通班まで